

【契約書別紙】 介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日 現在 ＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0587-95-8151 (午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 生活相談員 金田 彩香

2. 特別養護老人ホーム 御桜乃里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 御桜乃里
所在地	愛知県丹羽郡大口町下小口六丁目124番地2
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (愛知県2375300114号)

(2) 同施設の居室等の概要

定員80名+短期入所(ショートステイ)20名+空床利用

居室・設備の種類	室数	居住費算定	備考
1人部屋	4室	従来型個室	3階 従来型個室 (11.40～13.23 m ²)
1人部屋	4室	従来型個室	4階 従来型個室 (10.95～11.4 m ²)
2人部屋	4室	多床室	
4人部屋	21室	多床室	
医務室	1室		
食堂	1室		
機能訓練室	3室		
浴室	2室	一般浴室、機械浴、特殊浴槽	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

(3) 同施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
施設長(管理者)	1名	1名
医師	必要数	
生活相談員	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名
栄養士	1.7名	1名
機能訓練指導員	2.1名	1名
介護職員	33.2名	34名
看護職員	5.6名	

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した人数です。

3. サービス内容

居室

基本的には定員4名の居室になります。

食事

栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により食事を提供します。

（食事時間）朝食 8:00～9:00(各階) 昼食 12:00～13:30(食堂) 夕食 18:00～19:00(各階)

入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、口腔ケア、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等

機能訓練

各階にて専門職員が機能訓練を行います。

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

健康管理

年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、毎週月曜日の13:30から15:00まで診療室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

特別食の提供

通常のメニューの他に特別食をご用意しております。

メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

理美容サービス

月に2～3回理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。

（衣類、おやつ、日用品の購入等）

所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

（預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります）

行事

季節のイベントや外出等の行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

貴重品管理

貴重品の管理が困難な場合は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、次の通りです。

- ・管理する金銭等の形態 : 金融機関に預け入れている預金通帳。
- ・お預かりするもの : 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等
- ・保管管理者 : 施設長が責任を持って管理します。
- ・出納方法 : 別途定める「預り金管理要領」のとおり。

4. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険単位数の1単位は10.14円です。自己負担額は介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割・2割・3割）となります。（ ）内は2割負担の金額です。

イ 施設利用料

○従来型個室ご利用の方

要介護度	1日あたりの 自己負担分
要介護度1	¥597 (¥1,194) 589単位
要介護度2	¥668 (¥1,336) 659単位
要介護度3	¥742 (¥1,484) 732単位
要介護度4	¥813 (¥1,626) 802単位
要介護度5	¥883 (¥1,766) 871単位

○多床室（2人・4人）部屋ご利用の方

要介護度	1日あたりの 自己負担分
要介護度1	¥597 (¥1,194) 589単位
要介護度2	¥668 (¥1,336) 659単位
要介護度3	¥742 (¥1,484) 732単位
要介護度4	¥813 (¥1,626) 802単位
要介護度5	¥883 (¥1,766) 871単位

1) 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等における適切な措置が講じられていない場合
所定単位数の10%を減算

2) 安全管理体制未実施減算

運営基準における事故の発生・再発防止のための措置が講じられていない場合
1日あたり ¥-5 (¥-10) -5単位

3) 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
所定単位数の1.0%を減算

4) 業務継続計画未実施減算

以下の基準に適合していない場合

- ・利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

所定単位数の3.0%を減算

5) 栄養管理に係る減算

栄養管理の基準を満たさない場合

1日あたり ¥-14 (¥-28) -14単位

6) 日常生活継続支援加算（I）

入居者の総数のうち「要介護4・5」の占める割合が70%以上又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の占める割合が65%以上又は入居者数に対して社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各項に掲げる行為を必要とする方の割合が15%以上のいずれかに該当する場合

また介護福祉士の数が「6：1」以上配置されている

1日あたり ¥37 (¥73) 36単位

7) 看護体制加算 (I)

常勤の看護師を1名以上配置している場合

1日あたり ¥4 (¥8) 4単位

看護体制加算 (II)

① 看護職員を常勤換算方法で入居者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している

② 最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している

③ 当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している

1日あたり ¥8 (¥16) 8単位

8) 夜勤職員配置加算 (I)

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合

1日あたり ¥13 (¥27) 13単位

夜勤職員配置加算 (III)

夜間帯に看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること

1日あたり ¥16 (¥32) 16単位

9) 生活機能向上連携加算 (I)

外部のリハビリテーション専門職等から助言を受けた上で、機能訓練計画を作成等する場合

1月あたり ¥101 (¥203) 100単位

生活機能向上連携加算 (II)

外部のリハビリテーション専門職等と連携し、計画的に機能訓練を実施した場合

1月あたり ¥203 (¥406) 200単位

※個別機能訓練加算を算定している場合 100単位

10) 個別機能訓練加算 (I)

常勤の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成・計画に基づき計画的に機能訓練を行う場合

1日あたり ¥12 (¥25) 12単位

個別機能訓練加算 (II)

(I)を算定の上、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出すること

1月あたり ¥21 (¥42) 20単位

個別機能訓練加算 (III)

個別機能訓練加算 (II)・口腔衛生管理加算 (II)・栄養マネジメント強化加算を算定している上、理学療法士も入居者の情報を共有し、計画の見直しを行っていること

1月あたり ¥21 (¥42) 20単位

11) ADL維持等加算 (I)

利用者全員についてADL値を測定し、内容等の情報を厚生労働省に提出すること。

6か月間のADL値や要介護認定の状況等に応じた値について、利用者等から調整済みADL利得の上下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象とし、評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上であること

1月あたり ¥30 (¥61) 30単位

ADL維持等加算 (II)

(I)を算定していること。

評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が3以上であること

1月あたり ¥61 (¥122) 60単位

- 12) 常勤の医師を配置した場合
1日あたり 円25 (円51) 25単位
- 13) 外泊時費用
入居期間中に入院または外泊した場合。
(期間は1か月あたり6日間まで。月をまたがる場合は最大で12日間)
1日あたり 円249 (円499) 246単位
- 14) 外泊時在宅サービス利用費用
入所者の外泊時、介護老人福祉施設により提供されるサービスを利用した場合
1日あたり 円568 (円1,136) 560単位

ハ 初期加算

入居後30日以内の期間に限り算定。
30日を超える入院後に再入居した場合にも同様に算定される
1日あたり 円30 (円61) 30単位

ニ 退所時栄養情報連携加算

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者または低栄養状態にあると医師が判断した者に対し、管理栄養士が医療機関に対して情報を提供する
1回あたり 円71 (円142) 70単位

ホ 再入所時栄養連携加算

医療機関から退院する際、厚生労働省が定める特別食等を必要とする者について、管理栄養士が医療機関と栄養管理に関する連携・調整を行った場合
1回あたり 円203 (円406) 200単位

ヘ 退所時等相談援助加算

退所前訪問相談援助加算 円466 (円933) 460単位
退所後訪問相談援助加算 円466 (円933) 460単位
退所時相談援助加算 円406 (円813) 400単位
退所前連携加算 円507 (円1,014) 500単位

退所時情報提供加算

医療機関の入院者について、心身の状況、生活歴等をしめる情報を提供した場合。入居者1人につき1回に限り算定
1回あたり 円254 (円508) 250単位

ト 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している。協力医療機関が特定の要件を満たす場合
(R7年3月31日まで)
1月あたり 円102 (円204) 100単位
(R7年4月1日以降)
1月あたり 円51 (円102) 50単位
協力医療機関が特定の要件を満たせない場合
1月あたり 円6 (円12) 5単位

チ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を入所者の数を50で除した数以上配置すること(常勤換算)。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理を実施する場合
1日あたり 円11 (円22) 11単位

リ	経口移行加算	経管により食事を摂取する方について、経口摂取を進めるための経口移行計画を作成し医師の指示に基づく栄養管理及び支援が行われた場合	1日あたり	¥28 (¥57)	28単位
		※180日を限度とするが、医師の指示に基づき継続される場合もあります。			
ヌ	経口維持加算（Ⅰ）	誤嚥が認められる入居者に対し食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し医師の指示を受け栄養管理を行った場合	1月あたり	¥406 (¥813)	400単位
	経口維持加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	1月あたり	¥101 (¥203)	100単位
ル	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行い、なおかつ介護職員に技術的助言及び指導を年2回以上実施すること	1月あたり	¥91 (¥182)	90単位
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定の上、口腔衛生等の計画の情報を厚生労働省に提出すること	1月あたり	¥112 (¥223)	110単位
ヲ	療養食加算	医師の発行する食事箋 ^{せん} に基づく療養食を提供した場合	1日あたり	¥18 (¥37)	18単位
ワ	特別通院送迎加算	やむを得ない事情があり、月に12回以上の透析の送迎を行った場合	1月あたり	¥603 (¥1,206)	594単位
カ	配置医師緊急時対応加算	医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間または深夜に診療を行った場合			
		① 通常の勤務時間外の場合（早朝・夜間・深夜を除く）		¥330 (¥660)	325単位
		② 早朝・深夜の場合		¥660 (¥1,320)	650単位
		③ 深夜の場合		¥1,319 (¥2,638)	1300単位
ヨ	看取り介護加算（Ⅰ）	看取り介護を行った場合。			
		死亡日以前31～45日	1日あたり	¥73 (¥146)	72単位
		死亡日以前4～30日	1日あたり	¥146 (¥292)	144単位
		死亡日の前日・前々日	1日あたり	¥690 (¥1,379)	680単位
		死亡日	1日あたり	¥1,298 (¥2,596)	1280単位
	看取り介護加算（Ⅱ）	看取り介護を行うにあたり、医療提供体制を整備した場合。			
		死亡日以前31～45日	1日あたり	¥73 (¥146)	72単位
		死亡日以前4～30日	1日あたり	¥146 (¥292)	144単位
		死亡日の前日・前々日	1日あたり	¥791 (¥1,379)	780単位
		死亡日	1日あたり	¥1,602 (¥3,204)	1580単位

- タ 在宅復帰支援機能加算
 入居者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
 1日あたり ¥10 (¥21) 10単位
- レ 在宅・入所相互利用加算
 在宅生活を継続する観点から、複数の利用者であらかじめ在宅期間及び入居期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用している場合（入居期間が三月を超えるときは、三月を限度とする）
 1日あたり ¥41 (¥81) 40単位
- ソ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）
 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入居者の50%以上の場合。
 認知症介護実践者リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が20名未満の場合は1名以上配置し、20名以上の場合は10またはその端数を増すごとに1名以上配置している場合
 認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的を実施
 1日あたり ¥3 (¥6) 3単位
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
 （Ⅰ）の要件を満たし認知症介護指導者研修終了者1名以上配置している。
 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し実施していること
 1日あたり ¥4 (¥8) 4単位
- ツ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）
 認知症の方が入居者の50%以上の場合。
 認知症介護の専門的な研修を修了している者が1名以上配置され、認知症ケアのチームを組んでいること。
 計画的に従い、評価・振り返り・見直し等を計画的に行っていること
 1月あたり ¥153 (¥306) 150単位
- 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）
 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者が1名以上配置され、認知症ケアのチームを組んでいること。
 1月あたり ¥122 (¥244) 120単位
- ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に入居することが適当であると判断した方が入居した場合（7日間まで）
 1日あたり ¥203 (¥406) 200単位
- ナ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）
 褥瘡の発生について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合。
 評価に関する情報を厚生労働省に提出すること。
 1月あたり ¥3 (¥6) 3単位
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）
 （Ⅰ）の要件を満たすとともに、褥瘡の発生者が治癒した場合または褥瘡リスクがある者について褥瘡の発生がないこと。
 1月あたり ¥13 (¥26) 13単位

- ラ 排せつ支援加算（Ⅰ）
 排泄について、定期的な評価を実施・計画的に支援を行うこと。
 評価に関する情報を厚生労働省に提出すること。
 1月あたり ￥10 （￥20） 10単位
- 排せつ支援加算（Ⅱ）
 （Ⅰ）の要件を満たすとともに、一部に改善がみられるか、悪化がないこと。
 または、オムツ使用ありから使用なしに改善していること。
 利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
 1月あたり ￥10 （￥20） 15単位
- 排せつ支援加算（Ⅲ）
 （Ⅰ）の要件を満たすとともに、一部に改善がみられるか、悪化がないこと。その上で、オムツ使用ありから使用なしに改善していること。
 利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
 1月あたり ￥20 （￥41） 20単位
- ム 自立支援促進加算
 入所時に医学的評価を行う。定期的に見直しを行い、支援計画の策定に参加していること。
 自立支援の対応について、定期的な評価を実施、計画的に支援を行うこと。
 評価に関する情報を厚生労働省に提出すること。
 1月あたり ￥289 （￥578） 280単位
- ウ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
 入所者の基本的な情報を厚生労働省に提出していること
 1月あたり ￥41 （￥81） 40単位
- 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
 （Ⅰ）の情報に加え、疾病の状況も厚生労働省に提出していること
 1月あたり ￥51 （￥101） 50単位
- キ 安全対策体制加算
 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策の体制が整備されている場合
 1日あたり ￥20 （￥41） 20単位
 ※入所時に1回を限度として算定
- ノ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
 新興感染症以外の感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること
 医療機関または地域の医師会が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること
 1月あたり ￥11 （￥22） 10単位
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
 届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染症制御等に係る実地指導を受けていること
 1月あたり ￥6 （￥12） 5単位
- オ 新興感染症等施設療養費
 厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。
 1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
 1日あたり ￥244 （￥488） 240単位

- ク 生産性向上推進体制加算 (I)
 (II) の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果が確認されていること
 見守り機器を複数導入し、職員の適切な役割分担の取組等を行っていること
 1年に1回、取り組みデータの提供を行うこと
 1月あたり ¥102 (¥204) 100単位
- 生産性向上推進体制加算 (II)
 委員会を開催し、ガイドラインに基づいた改善活動を計画的に行っていること
 見守り機器を導入し、1年に1回、取り組みデータの提供を行うこと
 1月あたり ¥11 (¥22) 10単位
- ヤ サービス提供体制強化加算 (I)
 介護福祉士の割合が80%以上(常勤換算)か、勤続10年以上の介護福祉士が
 35%以上配置されている場合。なおかつ、サービスの質の向上に関する取組
 みをしていること。
 1日あたり ¥22 (¥45) 22単位
- サービス提供体制強化加算 (II)
 介護福祉士の割合が60%以上配置されている場合。
 1日あたり ¥18 (¥37) 18単位
- サービス提供体制強化加算 (III)
 介護福祉士の割合が50%以上、常勤職員が75%以上、勤続7年以上の職員が
 30%配置以上。いずれかに該当する場合。
 1日あたり ¥6 (¥12) 6単位
- マ 介護職員処遇改善加算
介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位の14.0%に相当する単位数
 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位の13.6%に相当する単位数
 介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位の11.3%に相当する単位数
 介護職員処遇改善加算 (IV) 所定単位の9.0%に相当する単位数

(2) 居住費及び食費

1日単価：円

利用者負担段階		居住費		食費	
		従来型個室	多床室		
住民税非課税 世帯全員が	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	第1段階	380	0	300
	課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円以下の方 預貯金額650万円以下	第2段階	480	430	390
	課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 預貯金額550万円以下	第3段階①	880	430	650
	課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が120万円超の方 預貯金額500万円以下	第3段階②			1,360
上記以外の方		利用者負担 第4段階	1,231	915	1,445

※利用者負担段階につきましては、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。

利用者負担第4段階の方も減額措置(特例減額措置)が受けられる場合がございます。詳しくは、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。

※下記の場合は多床室の算定となります。

- ・感染症等により個室への入居の必要があると医師が判断し、個室使用期間が30日以内の方。
- ・著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入居が必要であると医師が判断した方。

※入院、または外泊期間中に居室が確保されている場合は上記居住費に応じた料金となりますのでご了承下さい。(ショートステイ利用者が空床利用した日は除く)

(3) その他の料金

- ① 金銭・貴重品管理費 1日あたり ￥ 100
- ② おやつ代 10時おやつ ￥ 30
15時おやつ ￥ 70
- ③ 理美容費 業者が入っておりますので直接お支払い頂きます。
- ④ 経管栄養必要物品費 実費
- ⑤ その他
 - ・ 喫茶コーナー利用代金 実費
 - ・ お菓子販売、自動販売機、利用代金 実費
 - ・ 日常生活品の購入代金 実費
 - ・ レクリエーション費用 実費
 - ・ 電源を必要とする電気製品使用料
 - 冷蔵庫 1日あたり ￥ 50
 - 電気毛布・電気あんか 1日あたり ￥ 70
 - ・ 外出・ショッピング等の行事参加時は別途料金がかかります。

(4) 社会福祉法人減免措置 負担軽減策

当法人では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」を実施しています。詳しくは、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。

(5) 支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたします（郵便の配達休止状況により、お届けが遅れることもありますのでご了承ください）。

お支払方法は、指定の預金口座振替およびコンビニ決済とさせていただきます。

毎月 20 日までにお支払いください。お支払い後に、領収証を発行します。

5. 入退所の手続き

(1) 入居手続き

入居申込書に必要事項をご記入しお申し込みください。居室に空きがあればご入居いただけます。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の 30 日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 利用者が他の高齢者施設に入居した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、要介護 1 または 2 と認定された場合（特例入居の該当者はのぞく）

※ この場合、認定日から 30 日の経過をもって退所していただくことになります。

③ その他

- ・ 利用者および利用者保証人が、サービス利用料金の支払を 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設との本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が病院または診療所に入院し、居室確保期間の 8 日間経過した場合（複数の月にまたがる場合は 13 日）、契約を終了させていただきます。但し、3 ヶ月以内に退院し、再入居を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅復帰を念頭において、入浴、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。
2. 事業所は、入居者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助・介護サービスを行う。
3. 当事業所は、レクリエーション・四季を通じたさまざまな行事を行い入居生活の質を高める。
4. 事業の実施にあたり、入居者がその他の保健医療・福祉サービス提供者と継続的統一的に介護サービスの提供ができるように、その他の保健医療・福祉サービス提供者との連携に努める。

(2) 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。
面会時間：午前9時00分から午後8時00分
(施設行事等により変更がある場合があります)
- ・外出、外泊 必ず行先と帰宅時間を職員に申し出て、所定の書類にご記入下さい。
- ・飲酒、喫煙 喫煙はお断りします。
飲酒は他の利用者に迷惑をかけなければ原則として自由です。
- ・設備、器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
これに反し、破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- ・金銭、貴重品の管理 自己管理ができない場合、持ち込みはご遠慮ください。
紛失時の責任は負いかねます。
- ・所持品の持ち込み 各居室に備え付きのタンスに収まる程度とします。
- ・協力医療機関以外の受診 原則としてご家族の方をお願い致します。
- ・宗教・政治活動 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- ・ペット 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・電気器具の持ち込み 原則としてご遠慮下さい。
施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。
但し その場合においても使用料は実費負担となります。
又これに起因する事故等についての責任は負いかねます。
- ・危険物の持ち込み ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。
これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。
又、これに起因する事故等についての責任は負いかねます。

7. 事故発生時及び、緊急時の対応方法

施設サービスの提供により事故が発生した場合や、利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先			
氏名		続柄	
住所			
電話番号			

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム御桜乃里 消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・ 防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備
- ・ 防災訓練 別途定める「特別養護老人ホーム御桜乃里 消防計画」にのっとり避難訓練等を実施します。
- ・ 防火責任者 施設長 神邊 篤史

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設 利用者相談・苦情担当 担当 金田 彩香 電話 0587-95-8151

② 苦情処理相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談窓口

電話 052-971-4165

大口町	電話 0587-94-0051	健康福祉部 長寿ふくし課
扶桑町	電話 0587-93-1111	健康福祉部 介護健康課
江南市	電話 0587-54-1111	高齢者生きがい課 介護保険グループ
犬山市	電話 0568-61-1800	長寿社会課 介護保険担当
岩倉市	電話 0587-38-5811	介護福祉課 介護保険グループ
小牧市	電話 0568-76-1197	高齢者生きがい課 介護保険グループ

③ 苦情解決第三者委員

施設の事務所前の掲示をご確認下さい。

10. 嘱託医

医療機関の名称	正翔会クリニック江南
理事長名	長尾 強志
所在地	愛知県江南市飛高町榮272
電話番号	0587-81-8126
診療科目	内科、循環器科、精神科、在宅医療

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人医仁会 さくら総合病院
院長名	小林 豊
所在地	愛知県丹羽郡大口町新宮1-129
電話番号	0587-95-6711
診療科目	外科・内科・神経内科・呼吸器科・胃腸科・循環器科・小児科・整形外科・形成外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・歯科口腔外科・麻酔科
入院設備	ベッド数 390床
救急指定の有無	有り

12. 協力歯科医療機関

大口町内の歯科医院

伊藤歯科、大口歯科、オーシマ歯科、丹羽歯科、本来堂デンタルクリニック、もみの木歯科、ライフデンタルクリニック、藤本歯科

13. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 愛生福祉会
法人所在地	愛知県名古屋市北区鳩岡町1丁目7番地20
代表者職・氏名	理事長 増井 香織

定款の目的に定めた事業

1. 介護老人福祉施設事業
2. 地域密着型介護老人福祉施設
3. 軽費老人ホームケアハウス
4. 軽費老人ホーム
5. 短期入居生活介護事業
6. 高齢者自立支援短期事業
7. 通所介護事業
8. 認知症対応型共同生活介護事業
9. 訪問介護事業
10. 訪問入浴介護事業
11. 居宅介護支援事業
12. 配食サービス事業所
13. 生活援助員派遣事業
14. 事業所内託児所
15. 養護老人ホーム
16. サービス付き高齢者向け住宅
17. 介護員養成研修事業
18. 調剤薬局
19. 診療所
20. 訪問看護事業

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 愛知県丹羽郡大口町下小口六丁目 124 番地 2
名称 特別養護老人ホーム 御桜乃里
管理者 施設長 印

説明者

所属 特別養護老人ホーム 御桜乃里
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、了承しました。

(利用者)

住所

氏名 _____ 印

(利用者保証人)

住所

氏名 _____ 印

利用者との続柄